

令和 5 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 ( 附 属 資 料 )

( 2 月 13 日 提 案 分 )

警 察 本 部

目 次

ページ

1	神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表	1
2	神奈川県迷惑行為防止条例新旧対照表	2
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例 新旧対照表	3
4	神奈川県道路交通法関係手数料条例新旧対照表	4

1 神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）

改正後	改正前																
<p>第1条（略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,710人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>17,413人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） 第3条（略）</p>	職員の区分	定数	(略)		警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,710人</u>	合 計	<u>17,413人</u>	<p>第1条（略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,702人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>17,405人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） 第3条（略）</p>	職員の区分	定数	(略)		警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,702人</u>	合 計	<u>17,405人</u>
職員の区分	定数																
(略)																	
警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,710人</u>																
合 計	<u>17,413人</u>																
職員の区分	定数																
(略)																	
警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,702人</u>																
合 計	<u>17,405人</u>																

2 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 （略）</p> <p>（つきまとい等の禁止）</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等、<u>同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その<u>現に所在する場所若しくは通常所在する場所</u>（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、<u>文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等</u>をすること。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>(9) <u>その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報という。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。</u></p> <p>(10) <u>その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。</u></p> <p>第12条～第17条 （略）</p>	<p>第1条～第10条 （略）</p> <p>（つきまとい等の禁止）</p> <p>第11条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第12条～第17条 （略）</p>

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）並びに自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第3条・第4条（略）</p>	<p>第1条（略） （信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第3条・第4条（略）</p>

4 神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）				第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
1～2の8（略）				1～2の8（略）			
2の9 法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可を受けようとする者	特定自動運行許可申請手数料		79,200円	(新設)			
2の10 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	特定自動運行計画変更許可申請手数料		78,500円	(新設)			
3～21（略）				3～21（略）			
備考（略） 別表第2・別表第3（略）				備考（略） 別表第2・別表第3（略）			